

政令第 号

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

第二条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和三十九年政令第五号)の項を削る。

## 理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、建築士法施行令等について所要の規定の整理を行う必要があるからである。